

## 二次出版論文投稿の手引き

土木学会論文集編集委員会は、土木学会論文集英文論文集（Journal of JSCE）および他学会の英文論文誌に掲載された論文を和訳し、二次出版論文として土木学会論文集和文論文集（Japanese Journal of JSCE）に投稿する場合において、以下の規定を満たす場合に論文の投稿を認めます。

- 1) 翻訳された論文が、土木学会論文集が対象とする国内の読者層に対し、正当で有益な情報を提供するものと判断される場合。
- 2) 翻訳された論文の内容が、一次出版物に掲載された論文内容ならびにデータの解釈を忠実に反映した内容となるように配慮していること。
- 3) 翻訳された論文が、要旨に二次出版であることを明示するとともに、参考文献に一次出版物を掲載すること。なお、要旨への記載は以下のようにすること。  
記載例：「本論文は、著者らの既往の論文（著者名、タイトル、雑誌名、巻号、ページ、発行年）の和訳論文である。」
- 4) 論文の構成ならびに体裁は、本学会雑誌の投稿規程に準ずること。
- 5) 一次出版の著作権者（学会、著者等）の許諾は、著者が事前に取得するものとし、任意書式の許諾文書を PDFにし、投稿時の関連資料として添付すること。
- 6) 一次出版論文の別刷もしくはそのコピーを投稿時に添付すること。

### - 参考 -

- ・ 二次出版とは、著作権法上の第27条 翻訳権、翻案権に該当する出版物で、二次出版を行う為には著作権者の許諾が必要となります。なお、著作権法上の第27条（翻訳権、翻案権）の条文は、「著作権者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」となっており、例えば、小説をドラマ化・アニメ化・映画化する、マンガをゲーム化する、楽曲を編曲する、ソフトウェアを改良するといった行為が含まれます。論文の翻訳は、逐語訳という意味ではなく、オリジナルの論文の内容や解釈が土木学会論文集の読者に過不足なく正確に伝わるように翻訳されていることを基本とします。
- ・ 二次出版は、論文の本質が同じであれば一次出版の複製物的扱いと見なされ、一次出版の著作権の許諾の下で発刊されますので二重投稿とはみなされません。
- ・ 二次出版物には、一次著作権者が有する原著の二次利用に関する権利と二次出版物の著作権者の両者の権利が含まれています。
- ・ 二次出版物の査読は、公開時点で研究論文として十分な品質があり正当で有益な価値があるかどうか、一次出版物の内容やデータを正しく解釈し、内容が国際的に伝わるように翻訳されているかどうかに対して行われます。必ずしもすべての論文の翻訳版が採択されることを保証するものではありません。
- ・ 二次出版として採択された論文の原稿区分は、論文として扱われます。